

議案第 6 7 号

債権の放棄について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定により、次のとおり市が有する債権を放棄することについて、市議会の議決を求める。

平成 2 7 年 1 1 月 2 7 日提出

市川市長 大 久 保 博

記

1 放棄する債権の内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 2 4 年法律第 5 1 号による改正前の法律の題名は、障害者自立支援法）による生産活動の機会の提供を行うために締結した物品委託加工契約に基づく加工料及びこれに係る遅延損害金の支払請求権

2 債務者の放棄する当該加工料の額

債務者 F	1 5 4 , 5 0 0 円
-------	-----------------

3 放棄の理由

債務者 F	債務者が平成 2 1 年 2 月 1 1 日頃から 2 0 日頃までの間に死亡し、相続人全員が相続の放棄をしているため。
-------	--

理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による生産活動の機会の提供を行うために締結した物品委託加工契約に基づく加工料及びこれに係る遅延損害金について、債務者の死亡及び相続人全員による相続の放棄により今後の徴収が見込めないことから、これらの支払請求権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により提案するものである。